

消防設備保守点検業務委託 仕様書

【件 名】 消防設備保守点検業務委託

【履行期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

※上野公共職業安定所については移転のため保守に関しては令和6年4月1日から令和6年8月31日までとし、点検に関しては前期の機器点検のみを実施する。

【履行場所】 別表1「委託対象施設」のとおり。なお、各施設における消防設備機器の詳細は別表2「消防設備一覧」のとおり。

【仕様内容】

1 消防用設備等

（1）一般事項

「1 消防用設備等」は、消防法、同法施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

（2）点検及び保守

①点検の基準、期間及び結果報告は、表1によるほか、次に定めるところによる。

- ・「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法ならびに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」
- ・「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」
- ・「消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月11日消防予第172号）」

②点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、表1に定める資格を有する者が行うものとする。また、その者は受託者に直接所属する労働者であること。

③点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。

④点検の実施に当たっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るとともに、当該点検に係る施設及び設備の概要、状態等を十分把握しておくこと。

⑤点検終了後は電源・電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認し、必ず元の状態に復元しておくこと。

【表1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期】

消防用設備等の種類		点検資格		点検周期		
		消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検	
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6 M ※注2	1 Y
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第1類			
		泡消火設備	第2類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第3類			
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	6 M	1 Y
		漏電火災警報機	第7類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			
		非常警報設備	第4類、第7類			
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第5類	第2種	6 M	1 Y
		誘導灯及び誘導標識	第4類、第7類 ※注1			
	消防用水		第1類、第2類	第1種	6 M	
	消火活動上必要な施設	排煙設備	第4類、第7類	第2種	6 M	1 Y
		連結送水管	第1類、第2類	第1種		
連結散水設備		第1類、第2類	第1種			
非常コンセント設備、無線通信補助設備		第4類、第7類	第2種			
非常電源・配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	当該電源等が付属する各消防用設備等の点検資格を有する者		6 M	1 Y	
	配線					
	総合操作盤			6 M		

※注1 第4類（甲種・乙種）又は第7類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

※注2 点検周期「6 M」とは6月ごとに1回、「1 Y」とは1年ごとに1回行うことを示す。

2 建築基準法関係防災設備

(1) 点検の基準、期間及び結果報告は、建築基準法、同法施行令、同法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本項及び下記表2による。

(2) 点検周期については、特記なき場合は6月ごとに1回とする。

【表2.1 非常用照明装置】

点検項目	点検及び保守内容
1. 外観点検	<p>①照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する。</p> <p>②照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否を点検する。なお、高周波専用形照明器具にあっては、高周波専用形ランプが装着されていることを目視により確認する。</p> <p>③充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることを確認する。ただし、充電表示灯がないバッテリーモニタ付の器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作を点検する。</p> <p>④自主評定マーク（J I L適合マーク）又は防災性能評定マーク（B C Jマーク）の有無を点検する。</p> <p>⑤配管、配線等の防火区画の貫通措置の状況を確認する。（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）</p> <p>⑥非常照明の妨げとなる物品等の放置がないことを確認する。</p>
2. 機能点検	<p>①ランプの汚れ、劣化等の有無を目視により点検し、汚れ、劣化等がある場合は清掃又は交換する。</p> <p>②点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切り替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。なお、ランプ切れの場合はランプ交換を行う。</p> <p>③蓄電池設備と自家発電設備併用の場合、切替え時間が適切であるかを確認する。</p> <p>④電源内蔵型照明器具は30分間以上（48時間以上充電後）継続して有効に点灯することを確認する。</p> <p>⑤電源別置型照明器具は予備電源に切り替えて30分間以上点灯することを確認する。</p>
3. 照度測定	<p>①避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。</p> <p>②測定位置は、避難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所、居室の出口等に近い場所等）で、人の動線となる箇所とする。</p>

【表2.2 防火戸・防火シャッター】

点検項目	点検及び保守内容
1. 外観点検 a. 建具 イ. 防火戸	<p>①防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことを確認する。</p> <p>②防火戸が堅具に取付けられていることを確認する。</p> <p>③建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。</p>

<p>ロ. 防火シャッター</p>	<p>④順位調整器等の金物類の変形、錆、腐食の有無及び取付け状態の良否を確認する。</p> <p>⑤常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことを確認する。</p> <p>①防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことを確認する。</p> <p>②閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。</p> <p>③開閉機構部の油漏れ及びモータの加熱及び異常音の有無を点検する。</p> <p>④ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否を確認する。</p> <p>⑤軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。)</p> <p>⑥スプロケットの設置の状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。)</p> <p>⑦軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況を点検する。(常時閉鎖式に限る。)</p> <p>⑧ ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況を点検する。(常時閉鎖式に限る。)</p> <p>⑨カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況を確認する。</p> <p>⑩カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況を点検する。</p> <p>⑪ケースの劣化及び損傷の状況を点検する。</p> <p>⑫まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況を点検する。</p>
<p>b. 自動閉鎖装置</p> <p>イ. 防火戸</p>	<p>①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズ(72℃)であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。</p>
<p>ロ. 防火シャッター</p>	<p>①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズ(一般換気系は72℃、厨房排気系は120℃、排煙ダクト系は280℃)であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。</p> <p>③手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p>
<p>ハ. 防火シャッターの 危害防止装置</p>	<p>①連動中継器の配線の劣化、損傷、脱落の有無を点検する。</p> <p>②危害防止装置用予備電源の変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無を点検する。</p> <p>③座板感知部の変形、損傷、著しい腐食の有無を点検する。</p>
<p>c. 連動制御器</p> <p>イ. 連動制御器</p>	<p>①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。</p> <p>②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを</p>

<p>ロ. ランプ、スイッチ、ヒューズ類</p> <p>ハ. 連動機構用予備電源</p> <p>d. 感知器（煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器）</p>	<p>確認する。</p> <p>③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。</p> <p>④接地線が接地端子に接続されていることを確認する。</p> <p>①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を点灯する。</p> <p>②スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無を点検する。</p> <p>③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。</p> <p>変形、損傷、著しい腐食の有無及び異常音、異臭及び異常な発熱の有無を点検する。</p> <p>①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。</p> <p>②設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。</p> <p>③熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。</p> <p>④煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。</p>
<p>2. 機能点検</p> <p>a. 常時閉鎖の防火戸等</p> <p>b. 自動閉鎖装置</p> <p>イ. 防火戸</p> <p>ロ. 防火シャッター</p>	<p>各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態を確認する。</p> <p>①温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。</p> <p>②連動制御器に作動表示がされることを確認する。</p> <p>③連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき、自動的に再開鎖することを確認する。</p> <p>④防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。</p> <p>①シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ、正常に作動することを確認する。</p> <p>②連動制御器の起動信号により、シャッターが正常に作動することを確認する。</p> <p>③ハンドル、チェーン等は、手動巻上げ操作が容易であること及び巻上げ操作中に途中で停止できることを確認する。</p> <p>④連動制御器に作動表示がされることを確認する。</p>

<p>ハ. 危害防止装置</p> <p>c. 連動制御器</p> <p>イ. 連動制御器</p> <p>ロ. 連動機構用予備電源</p> <p>d. 感知器</p>	<p>⑤閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。</p> <p>①防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが 10 ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定した閉鎖力が 150 ニュートン以下であることを確認する。</p> <p>②防火シャッターにあつては、次の状態を確認しその良否を点検すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認 ・座板感知部の作動による防火シャッターの停止の確認 ・防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により算出した運動エネルギーが 10 ジュール以下であること ・座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感知部が作動してからの停止距離が 5cm 以下であること ・座板感知部の作動を解除により、防火シャッターが再降下すること ・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること <p>①連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。</p> <p>②遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御盤の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。</p> <p>③付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることを確認する。</p> <p>①試験スイッチ等の操作による予備電源の容量を確認する。</p> <p>②常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。</p> <p>①補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能もしくは遠隔試験機能を有する場合を除く。）</p> <p>②イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能もしくは遠隔試験機能を有する場合を除く。）</p>
<p>3. 総合点検 （1年ごとに1回とする）</p>	<p>①煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることを確認する。（自動試験機能を有する場合を除く。）</p> <p>②連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することを確認する。</p> <p>③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源回路と大地間 ・端末機回路と大地間（1回線あたり） ・感知器回路と大地間（1回線あたり）

【表 2.3 防火ダンパー】

※本表の防火ダンパーは、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。

<p>1. 外観点検</p> <p>a. ダンパー本体</p> <p>b. 自動閉鎖装置</p> <p>c. 連動制御器 (FDを除く)</p> <p>d. 感知器 (FDを除く)</p>	<p>①変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無を確認する。</p> <p>②温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。</p> <p>③ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する。</p> <p>④吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことを確認する。</p> <p>⑤ 検査口から羽根が確実に閉鎖することを確認する。</p> <p>①自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。</p> <p>②温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。</p> <p>表 2.2 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。</p> <p>表 2.2 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。</p>
<p>2. 機能点検</p> <p>a. 自動開閉装置</p> <p>b. 連動制御器 (FDを除く)</p> <p>c. 感知器 (FDを除く)</p>	<p>①FDは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手動によりダンパーが円滑に作動することを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。 <p>②FDを除くダンパーは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することを確認する。 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることを確認する。 ・連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。 <p>表 2.2 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。</p> <p>表 2.2 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。</p>
<p>3. 総合点検 (FDを除く) (1年ごとに1回とする)</p>	<p>①煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることを確認する。(自動試験機能を有する場合を除く)</p> <p>②ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。</p> <p>③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・電源回路と大地間 ・端末機回路と大地間（1回線あたり） ・感知器回路と大地間（1回線あたり）
--	---

【表 2. 4 排煙設備（自然排煙口、排煙窓）】

1. 外観点検	
a. 排煙窓	<ul style="list-style-type: none"> ①建具のがたつき、緩み等の有無を点検する。 ②著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。 ③召合わせ及び機密性の良否を確認する。 ④排煙窓の周囲に作業に支障をきたす障害物がないことを確認する。
b. 防煙壁	<ul style="list-style-type: none"> ①仕上げ、構造等の劣化、損傷及び変形の有無を確認する。 ②可動式の場合、機構の作動状況を確認する。
c. 手動開閉装置	<ul style="list-style-type: none"> ①器具のがたつき、緩み等の有無を点検する。 ②著しい変形、損傷及び腐食の有無を確認する。 ③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。 ④排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことを確認する。 ⑤周囲に動作に支障をきたす障害物がないことを確認する。
2. 機能点検	<ul style="list-style-type: none"> ①手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否を確認する。 ②排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。

【表 2. 5 排煙設備（機械排煙設備）】

1. 外観点検	
a. 排煙口・可動垂れ壁	<ul style="list-style-type: none"> ①器具のがたつき、緩み等の有無による作動性を点検する。 ②著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認し防火区画の有効性を点検する。 ③周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。
b. 手動開閉装置	<ul style="list-style-type: none"> ①器具のがたつき、緩み等の有無を点検する。 ②著しい変形、損傷及び腐食の有無を確認する。 ③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。 ④排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食がないことを確認する。 ⑤電気式の場合は、通電表示灯が点灯していることを確認する。 ⑥周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。
c. 連動制御器	表 2. 2 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。
d. 感知器	表 2. 2 「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。

<p>e. ダクト (排煙風道)</p>	<p>(イ) ダクト</p> <ol style="list-style-type: none"> ①取付けの状況を確認する。 ②裸ダクトの場合は、塗装の剥離及び鉄板の腐食、損傷等の有無を点検する。 ③変形の有無を点検する。 ④保温材の剥離、損傷等の有無を確認する。 ⑤室の給気口及び換気口の取り付け状況を点検する。 ⑥風道の取り付け状況を点検する。 ⑦給気機又は排気機の設置の状況を点検する。 <p>(ロ) 接続部</p> <ol style="list-style-type: none"> ①空気漏れの有無を点検する。 ②ボルトの緩み、欠落、損傷等の有無及びガスケットのずれ、損傷等の有無を点検する。 <p>(ハ) たわみ継手</p> <p>固定部の緩みの有無を点検する。</p> <p>(ニ) 吊り及び支持金物</p> <ol style="list-style-type: none"> ①腐食、変形等の有無を点検する。 ②緩みの有無及び取付けの良否を点検する。 <p>(ホ) 外気取り入れ口</p> <ol style="list-style-type: none"> ①取付けの状況を確認する。 ②雨水等の防止措置の状況を点検する。 <p>(ヘ) 調理室等の換気</p> <ol style="list-style-type: none"> ①排気筒、排気フード及び煙突の取り付け状況を確認する。 ②排気筒及び煙突の断熱の状況を点検する。 <p>ダクトと可燃物、電線等との離隔距離を確認する。</p>
<p>f. 防火ダンパー</p>	<p>表 2.3 「防火ダンパー」の当該事項による。</p>
<p>g. 排煙機</p>	<p>(イ) 基礎・固定部</p> <ol style="list-style-type: none"> ①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③防振材の破損等の有無を点検する。 ④天井吊りの場合の脱落防止、吊り支持等の金具の緩み及び腐食の有無を確認する。 <p>(ロ) 外観の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> ①設置の状況を確認する。 ②汚れの有無を確認する。 ③腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。 <p>(ハ) 電動機</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④運転電流が、定格値以下であることを確認する。 <p>(ニ) 軸受</p>

	<p>発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。</p> <p>(ホ) Vベルト（電動機直結型を除く） 緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。</p> <p>(ヘ) Vベルトカバー（電動機直結型を除く） 変形、損傷等の有無を点検する。</p> <p>(ト) Vプーリ（電動機直結型を除く）</p> <p>①摩耗、損傷等の有無を点検する。</p> <p>②芯出しの良否を点検する。</p> <p>(チ) 羽根車</p> <p>①汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②ボルトの緩みの有無を点検する。</p> <p>③ケーシング等に接触していないことを確認する。</p> <p>排煙風道との接続部の破損及び変形の有無を点検する。</p>
2. 機能点検	<p>①手動開閉装置の操作による排煙口及び可動垂れ壁の作動状況の良否を確認する。</p> <p>②連動制御器の作動指令（煙感知器の作動等）により、排煙口及び可動垂れ壁が正常に作動することを確認する。</p> <p>③連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況を確認する。</p> <p>④排煙口及び可動垂れ壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。</p>
3. 総合点検 (1年ごとに1回とする)	<p>①自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動垂れ壁の作動、排煙機の連続起動が適切に行われることを確認する。</p> <p>②排煙機を起動させ、次について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値 ・風量 ・回転方向 <p>③予備電源により、正常に運転できることを確認する。</p> <p>④排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。</p> <p>⑤中央管理室において監視制御している場合、正常に動作しているかを確認する。</p> <p>⑥次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源回路と大地間 ・端末機回路と大地間（1回線あたり） ・感知器回路と大地間（1回線あたり）

3 業務方法等

(1) 履行期間内

受託者は、事故又は障害により各施設において警報の発報等不測の事態があった場合に、東京労働局 担当職員（以下、「当局担当者」という。）及び各施設の担当職員（以下、「施設担当者」という。）の求めによる応急措置や復旧等にただちに対応すること。

なお、機器の故障及び不具合による誤報等の場合は、その改善方法及び参考見積額を記した提案書を作成し、速やかに当局担当者まで提出すること。

(2) 消防用設備等点検前

- ①点検日時について、受託者は当局担当者に対し点検開始の1ヶ月前までに予定表を提出し、承認を受けること。
- ②前項の予定表には、各施設の点検予定者を明記し、その者が表1に定める資格を有していることが確認できる書類の写しを添付すること。

(3) 消防用設備等点検当日

- ①点検業務の実施にあたっては、火災等の防止に注意すること。
- ②危険を伴う作業は、安全を確保し、実施すること。
- ③各施設の設備や物品等に損傷を及ぼさぬよう注意すること。万一損傷を与えた場合は、速やかに修復すること。
- ④点検により生じたもの（発泡試験による廃液等）の処分については、産業廃棄物処理マニュアルに基づき適正に処分すること。
- ⑤作業に必要な電力、水道は作業が完了するまで無償支給とする。
- ⑥前期（4月から9月）機器点検及び後期（10月から3月）総合点検を実施した各施設の消防設備について、契約締結後当局より送付する各施設の図面に記し、当局担当者あてに提出すること。
- ⑦業務の範囲をこえる特殊な事故の発生、または故障箇所を発見した場合は直ちに当局担当者に連絡すること。また、故障箇所については原因を特定し、その状況及び改善方法を記した「報告書」、修繕にかかる費用を記した「見積書」の作成及び修繕箇所を「図面」に記し、当局担当者あてに提出すること。
- ⑧点検終了後、「作業報告書（受託者任意様式）」2部に施設担当者による検査（確認印）を受けること。

(4) 点検終了後

- ①施設担当者による検査（確認印）を受けた「作業報告書（受託者任意様式）」2部を各施設担当者及び当局担当者に1部ずつ提出すること（合同庁舎については、入居官署全てに1部ずつ提出すること）。
- ②消防用設備等点検報告制度に基づく「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」を施設ごとに3部作成し、当局担当者に1部、施設担当者に2部提出すること。（合同庁舎については、入居官署全てに1部ずつ提出すること）。
- ③上記（3）⑥について消防設備を記した「図面」を当局担当者に1部提出すること。
- ④「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」において「不良」とされた全ての箇所について、その状況及び改善方法を記した「報告書」、修繕にかかる費用を記した「見積書」及び修繕箇所を記した「図面」を当局担当者に提出すること。
- ⑤「完了報告書（当局指定様式）」を当局担当者に1部提出すること。

⑥上記①～⑤の書類は、前期（4月から9月）の機器点検及び保守業務については10月15日まで、後期（10月から3月）の総合点検及び保守点検については3月31日までに提出すること。

⑦請負金額の支払については、全対象施設の機器点検及び総合点検終了後の年2回とする。

4 その他

(1) 本業務にかかる再委託の取り扱いについて、以下のとおり定めるものとする。

①契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

②委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

③委託業者の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を委託者に申請し、承認を受けること。

④再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

(2) 本契約の契約書作成部数等は次のとおりとする。

なお、各手続き等の窓口は当局にて行うが、支払等にあたり各官署ごと個別に請求書及び作業報書等が必要になる等、手続きが煩雑であることについて予め留意すること。

①本契約における入居官署

- ・【単独庁舎】 東京労働局及びその管轄労働基準監督署・公共職業安定所
- ・【豊島地方合同庁舎】 東京労働局（池袋労働基準監督署）
東京法務局（豊島出張所）
- ・【新宿合同庁舎】 東京労働局（新宿公共職業安定所）
警視庁
東京都産業労働局（労働環境課歌舞伎町分室）
- ・【墨田合同庁舎】 東京労働局（墨田公共職業安定所）
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
（東京支部、中央障害者雇用情報センター）
- ・【町田地方合同庁舎】 東京労働局（八王子労働基準監督署町田支署・町田公共職業安定所）
東京法務局（町田出張所）
東京地方検察庁（町田区検察庁）
東京地方裁判所（町田簡易裁判所）

②契約書作成部数

- ・ 3部（うち2部に収入印紙の貼付を要す）

※ 上記収入印紙については全て受託者にて用意すること。

5 本件に係る担当者

東京労働局総務部会計課施設係

〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

TEL : 03-3512-1606 FAX : 03-3512-1552

入居官署一覽表

施設名称	入居官署
東京労働局 単独庁舎	東京労働局

施設名称	入居官署
豊島地方合同庁舎	東京労働局
	東京法務局

施設名称	入居官署
新宿合同庁舎	東京労働局
	警視庁
	東京都産業労働局

施設名称	入居官署
墨田合同庁舎	東京労働局
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

施設名称	入居官署
町田地方合同庁舎	東京労働局
	東京法務局
	東京地方検察庁
	東京地方裁判所

【別表1 委託対象施設】

	施設名	所在地	建物状況
1	東京労働局 海岸庁舎	港区海岸 3-9-4 5	SRC-6
2	品川労働基準監督署	品川区上大崎 3-1 3-2 6	RC-4-1
3	新宿労働総合庁舎	新宿区百人町 4-4-1	RC-6-1
4	王子労働基準監督署	北区赤羽 2-8-5	RC-2
5	向島労働基準監督署	墨田区東向島 4-3 3-1 3	RC-4
6	江戸川労働基準監督署	江戸川区船堀 2-4-1 1	RC-3
7	青梅労働基準監督署	青梅市東青梅 2-6-2	RC-2
8	飯田橋合同庁舎	文京区後楽 1-9-2 0	SRC-9-2
9	上野公共職業安定所	台東区東上野 4-1-2	RC-4
10	大森公共職業安定所	大田区大森北 4-1 6-7	RC-3
11	渋谷神南合同庁舎	渋谷区神南 1-3-5	RC-7-2
12	池袋公共職業安定所	豊島区東池袋 3-5-1 3	SRC-5-1
13	王子公共職業安定所	北区王子 6-1-1 7	RC-3
14	木場公共職業安定所	江東区木場 2-1 3-1 9	RC-4-1
15	八王子公共職業安定所	八王子市子安町 1-1 3-1	RC-2
16	青梅公共職業安定所	青梅市東青梅 3-1 2-1 6	RC-2
17	三鷹公共職業安定所	三鷹市下連雀 4-1 5-1 8	RC-3-1
18	府中公共職業安定所	府中市美好町 1-3-1	RC-3
19	足立公共職業安定所 河原町労働出張所	足立区千住河原町 1 9-3	RC-3
20	豊島地方合同庁舎	豊島区池袋 4-3 0-2 0	S-4
21	新宿合同庁舎	新宿区歌舞伎町 2-4 2-1 0	SRC-8-2
22	墨田合同庁舎	墨田区江東橋 2-1 9-1 2	SRC-6
23	町田地方合同庁舎	町田市森野 2-2 8-1 4	RC-5-1

※上野公共職業安定所については移転のため保守に関しては令和6年4月1日から令和6年8月31日までとし、点検に関しては前期の機器点検のみを実施する。

【別表2 消防設備一覧】（単独庁舎）

	労働基準監督署							公共職業安定所											合計	
	局 海岸	品川	新宿	王子	向島	江戸川	青梅	飯田橋	上野	大森	渋谷	池袋	王子	木場	八王子	青梅	三鷹	府中		河原町
中継器								1												1
警報装置								5		2	1	5	6		1		4	7		31
表示灯								5												5
常用電源	1							1												3
予備電源(受信機のみ)						1		1												1
非常警報設備 a.自動式サイレン又は非常ベル																				
操作部(電源盤)				2			2									1				5
起動装置(発信機、押しボタン)				2			2									6				10
音響装置			1	2			2									6				11
表示灯							2									6				8
非常警報設備 b.放送設備																				
増幅器操作部 200W以下																				0
増幅器操作部 100W増す毎																				0
スピーカ回線 スピーカ50個まで																				0
スピーカ回線 スピーカ51~100個																				0
スピーカ回線 スピーカ101個以上																				0
音量調整器																				0
遠隔操作器																				0
起動装置 押しボタン																				0
起動装置 非常電源																				0
常用電源																				0
予備電源(増幅器のみ)																				0
音圧確認、非常電源による総合作動等																				0
誘導灯及び誘導標識																				
誘導灯 50灯まで	47	21	33					50	15	7	50	39	10	38	8		30	4		352
誘導灯 51~100灯								50			39									89
誘導灯 101灯以上								31												31
誘導標識		3			7												10	3	5	28
避難器具																				
緩降機 地上6階以下											4									4
緩降機 地上7階以上11階以下											1									1
はしご 地上2階 ロープ又は金属				1				1												2
はしご 地上2階 固定																				0
はしご 地上3階 ロープ又は金属																	1			1
はしご 地上3階 固定																	1			1
はしご 地上4階																				0
はしご 地上5階																				0
はしご 地上6階																				0
救助袋 地上3階					1		1													2
救助袋 地上4階 垂直式					1															1
救助袋 地上4階 斜降式																				0
救助袋 地上5階 垂直式																				0
救助袋 地上5階 斜降式																				0
排煙設備																				

【別表2 消防設備一覧】（豊島地方合同庁舎）

消防設備	機器数
消火器	
粉末消火器(加圧)	17
強化液消火器	2
自動火災報知設備	
受信機P型1級 19回線以下	1
差動式スポット型感知器50個まで	50
差動式スポット型感知器51個～100個	13
定温式スポット感知器	9
煙感知器	17
P型1級発信機	5
表示灯	5
音響装置	6
常用電源	1
予備電源	1
排煙設備	
制御盤 10回線以下	1
防火戸ドア式S型 50枚まで	4
シャッター(電動)	2
配線	
絶縁抵抗測定及び配線点検	1

【別表2 消防設備一覧】（新宿合同庁舎）

消防設備		機器数
消火器		
	粉末消火器(加圧)	11
	強化液消火器	10
	二酸化炭素消火器5型	1
屋内消火栓設備		
	加圧送水装置	1
	制御盤	1
	消火栓	10
	起動スイッチ	10
	表示灯	10
	呼水装置	1
ハロゲン化物消火設備		
	消火剤貯蔵容器	5
	容器弁開放装置 ガス圧式	5
	起動用ガス容器	1
	起動用操作箱	1
	音響装置	2
	音声盤	1
	電源装置	1
	圧力スイッチ	1
	開口部自動閉鎖装置 モーターダンパー	9
	開口部自動閉鎖装置 シャッター	2
	放出表示灯箱	2
	ヘッド	4
自動火災報知設備関係		
	受信機P型1級 19回線以下	1
	差動式スポット型感知器50個まで	41
	定温式スポット型感知器50個まで	12
	煙感知器50個まで	50

【別表2 消防設備一覧】（新宿合同庁舎）

消防設備		機器数
	煙感知器51個から100個まで	29
	P型1級発信機	10
	音響装置	10
	消火栓連動起動装置	1
	常用電源	1
	非常電源(自家発電設備)	1
ガス漏れ火災警報設備		
	検知器(警報付)50個以下	2
	予備電源	1
誘導灯及び誘導標識設備		
	誘導灯50灯まで	28
	誘導標識	12
排煙設備		
	制御盤 10回線以下	1
	ダンパーFD以外50個まで	22
	防火戸ドア式S型 50枚まで	8
	自然排煙口50組まで	50
	自然排煙口51組から100組まで	33
	手動式シャッター50枚まで	3
連結送水管		
	送水口	1
	放水口 ホースなし	7
連結散水設備		
	ヘッド	5
	送水口	1
非常電源設備		
	ディーゼルエンジン200KVA以上(低圧受電設備)	1

【別表2 消防設備一覧】（墨田合同庁舎）

消防設備		機器数
消火器		
	粉末消火器(加圧)	7
	粉末消火器(蓄圧)	7
	粉末消火器(車載)	1
	強化液消火器	10
屋内消火栓設備		
	加圧送水装置	1
	制御盤	1
	消火栓	11
	起動用スイッチ	11
	表示灯	11
	呼水装置	1
自動火災報知設備関係		
	差動式スポット型感知器50個まで	50
	差動式スポット型感知器51個から100個まで	45
	定温式スポット型感知器50個まで	26
	煙感知器50個まで	23
	煙感知器 アナログ式 50個まで	12
	R型受信機	1
	中継器	5
	消火栓連動起動装置	1
	常用電源	1
	非常電源(蓄電池設備)	1
ガス漏れ火災警報設備		
	表示機 R型(表示盤) 19回線以下	1
	予備電源	1
非常警報設備 b.放送設備		
	増幅器操作部 200W以下	1
	増幅器操作部 100W増す毎に	1
	スピーカー50個まで	50

【別表2 消防設備一覧】（墨田合同庁舎）

消防設備		機器数
	スピーカー51個から100個まで	50
	スピーカー101個以上	16
	音量調節器	20
	常用電源	1
	予備電源	1
誘導灯及び誘導標識設備		
	誘導灯 50灯まで	28
避難器具		
	緩降機 地上6階以下	1
排煙設備		
	ダンパー	2
	防火戸ドア式S型 50枚まで	7
	自然排煙口50組まで	50
	自然排煙口51組から100組まで	50
	自然排煙口101組以上	148
非常電源設備		
	ディーゼルエンジン125KVA(低圧受電設備)	1

【別表2 消防設備一覧】（町田地方合同庁舎）

消防設備		機器数
消火器		
粉末消火器(加圧式)		20
粉末消火器(蓄圧式)		3
強化液消火器		12
屋内消火栓設備		
加圧送水装置		1
制御盤		1
呼水装置		1
消火栓		15
起動用スイッチ		1
放水試験		1
自動火災報知設備関係		
受信機P型1級 30回線		1
差動式スポット型感知器50個まで		50
差動式スポット型感知器51個から100個まで		50
差動式スポット型感知器101個以上		29
定温式スポット感知器		17
煙感知器50個まで		50
煙感知器51個から100個まで		17
P型1級発信機		15
音響装置		15
表示灯		15
消火栓連動起動装置		1
ガス漏れ火災報知設備		
受信機 10回線		1
警報装置		7
誘導灯		
誘導灯		26
避難器具		
はしご 地上2階 ロープ又は金属		1

【別表2 消防設備一覧】（町田地方合同庁舎）

消防設備		機器数
排煙設備		
	複合盤(連動制御盤)30回線	1
	ダンパー	15
	防火戸 ドア式S型 50枚まで	5
	手動式シャッター	1
	垂直降下式垂れ幕	4
	自然排煙口50組まで	12
非常電源設備		
	ディーゼルエンジン150KVA以上(低圧受電設備)	1
配線点検		
	配線	1